

質問に対する回答書

公募名：真地市営住宅高齢者福祉施設利用者公募

No	質問項目	質問事項	回答内容	質問日
1	提出書類	提出書類一覧に役員の印鑑証明とあるが、全員の印鑑証明が必要であるか。	<p>提出書類一覧に記載の役員の印鑑証明について、本公募の応募時点においては理事長（代表者）の印鑑証明のみの提出で差し支えありません。</p> <p>なお、選定後に指定申請を行う際には申請時点の役員全員分の印鑑証明の提出が必要となりますが、応募時に役員全員分の印鑑証明をご提出いただいた応募者が選定された場合は、同一の役員については応募時提出分を指定申請において使用できるため原則として再提出は不要となります。</p> <p>また、応募時から指定申請までの間に役員名簿に変更があった場合は、変更後に新たに就任した役員分の印鑑証明をご提出ください。</p>	
2	施設概要	選定された場合、市営住宅の住戸部分の賃貸等は可能か。	<p>福祉施設職員のために、市が真地市営住宅の住戸を確保・割当・優先的に斡旋することはできません。</p> <p>真地市営住宅の住戸は公営住宅として管理されており、入居は市営住宅条例に基づく入居資格・募集・選考（公開抽選等）により決定されます。</p> <p>したがって、看多機の運営事業者が職員用住戸を確保すること、または本市が事業者の求めに応じて住戸を確保することは想定していません。</p> <p>一方で、看多機職員が個人として市営住宅の入居申込みを行い、条例に定める入居資格を満たしたうえで、募集・選考手続により入居が決定された場合には、結果として職員が真地市営住宅に居住することはあり得ます。</p> <p>ただし、その可否・時期・住戸の確保について本市が保証するものではありません。職員の住居確保については、事業者において別途ご検討ください。</p>	1/13

3	人員基準	<p>管理者の兼務について、他市に所在する他事業所の職員を真地看多機の管理者とすることは可能か。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護における管理者は、基準省令により、原則として常勤で当該事業所の管理者の職務に専ら従事することが求められています。</p> <p>一方で、管理上支障がない場合には、当該事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができるとされています。</p> <p>この管理上支障がないか否かについては、管理者としての統括機能（職員の指揮命令、事故・苦情等への対応、緊急時の判断・指示、運営体制の確保等）が常時確保される体制となっているかを前提に、兼務の内容、勤務実態、兼務先との位置関係、移動時間、連絡体制等を踏まえて総合的に判断します。</p> <p>例えば、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があるとされています。</p> <p>なお、速やかに駆け付け可能といえる範囲は、沖縄県における運用上の取り扱いとの整合も踏まえ、通常交通手段により概ね15～20分程度で到達可能であることを一つの目安として取り扱います。</p>	1/13
---	------	--	--	------